

令和2年5月1日

電気工事業の登録等手続き先について

電気工事業者の登録等に係る手続きは、電気工事を行う営業所の所在地により手続き先が異なります。以下を確認のうえ手続きを進めるようお願いいたします。

I 徳島県内のみに営業所を設置している ⇒ 都道府県知事

【窓口】 徳島県電気工事業工業組合

徳島県徳島市昭和町3丁目35-2 徳島県労働福祉会館別館3階

電話 088-622-7377

※廃止に係る手続きのみ徳島県庁商工労働観光部新未来産業課が窓口となります。

II 2以上の都道府県の区域内に営業所を設置している

1つの産業保安監督部・支部の区域内の場合 ⇒ 産業保安監督部長

① 1つの産業保安監督部・支部の区域内の場合（例：徳島県と香川県）

【窓口】 中四国産業保安監督部四国支部 電力安全課 電話 087-811-8586

② 産業保安監督部の本部と支部の区域にまたがる場合（例：徳島県と広島県）

【窓口】 中四国産業保安監督部 電力安全課 電話 082-224-5742

2以上の産業保安監督部の区域にまたがる場合 ⇒ 経済産業大臣

【窓口】 例：徳島県と東京都に営業所を設置している場合

経済産業省産業保安グループ電力安全課 資格班 電話 03-3501-1742